



昭和50年
初春号
No. 103

社法人 東京都宅地建物取引業協会

府中 稲城支部

倫理綱領

- 一、会員は秩序を重んじ責任と奉仕を忘れてはならない。
- 一、会員は不当な利益を追求せず公正にして親切な取引に終始しなければならぬ。
- 一、会員は社会的重責を荷う榮譽を自覚し人格を磨き、良識を養い、研究をゆるがせにしてはならない。
- 一、会員は業法を遵守し、依頼者に対し、信義を旨とし、誠実公正に職務を行なわなければならない。

社団法人 東京都宅地建物取引業協会

業務上の遵守事項

- 一、会員は無免許営業者（モグリ）との取引を行ってはならない。
- 一、会員は無免許営業者（モグリ）を発見した場合は協会に通知しなければならない。
- 一、会員は取引主任者を常置せざる業者との取引を行ってはならない。
- 一、会員は必ず所定の会員章を店頭に掲示し、会章を着用しなければならない。
- 一、会員は従業者を業務に従事させるときは、宅地建物取引業法に規定された従業者証明書を携帯させなければならない。

社団法人 東京都宅地建物取引業協会
東京都住宅局

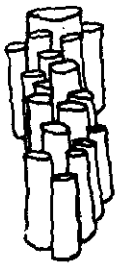
新年を迎え

支部長 朝倉 静 男

昭和五十年の新春を迎え、おめでとうございます。昨年は支部運営につきまして不行き届の点多かった事と思いますが、役員の皆様初め会員の方々の御協力を頂きまして無事新年を迎えられ、心より感謝申し上げます。

皆様もすでに御承知の如く一昨年末の金融引締、土地政策の強化に伴い我々不動産業は、今迄例の無い厳しい情勢に直面して居ります。又昨年十二月には国土利用計画法が施行され、規制区域の指定等もいづれ実施される方向に進んで来るものと思われまじし、地方自治体では指導要綱により規制を行なって居り、又税政面に於ては譲渡利益に対して不当な重課税を課せられ、我々不動産業者に対する規制が年毎に厳しくなつて居ります。これらの諸問題に関し全宅連、全政連が一体となり、緩和策に強力な運動を推進して居ります。が、思うような結果は出ないのが現状で有ります。今後更に諸規制緩和策、運動が続けられて行くものと思われまじし。

この様な時こそ業協会の真価が発揮される時ではないかと思ひます。支部に於きましても更に会員相互の連絡を密にして、尚一層団結して本部の計画に協力し、この危機を乗切つて行かなければなりません。私も支部運営に全力を尽して参りますので皆様の御指導と御協力の程を御願ひ申し上げまして、年頭の御挨拶と致します。



一月定例理事会

と き 昭和五十年一月二十三日午後二時

ところ 中河原料亭「大園」

出席者 朝倉、添木、栗原、加藤、渡辺

野口、山岸、佐藤、大谷、池下

黒田、福永、三ツ木、出口、

染野各理事

欠席者 大山、角田理事

審議並報告事項

(一) 支部長挨拶の件・・・朝倉支部長

本年初の理事会なので初めに支部長より、本年も昨年同様非常に業界にとつてきびしい情勢と思われるので、より一層会員相互の連絡を保ち努力していこうではありませんか!!という主旨の年頭挨拶がありました。

(二) 営業保証金取戻しに関する件

渡辺総務部長

一月二十二日・・・本部説明会

二月二十八日・・・支部書類〆切

三月十一日・・・本部チェック

三月十八日・・・不備書類再チェック

↑その他↑

大体右の様な日程でいよいよ当支部の順番が来ましたので会員の皆様に通知の上着手したいとの事です。

尚この問題は提出書類が非常にむずかしく各支部で手を焼いている状態なのでこの作業を如何に進めたらよいかとの提案が総務部長より出され、一同慎重に審議の結果、二月六日午後六時～九時に市民会館小ホールに取戻し対象会員全員に出席して頂き書類作成の指導にあたる事に決定し至急事務局より各会員通達するとのこと。

(三) 講習会の件・・・佐藤指導部長

昨年末に行なわれた取引主任者講習会御出席の皆様を受講証書が出来上つて来ましたので御手許に配付すること。

又此度施行されました「国土利用計画法」についての講習会を別表の日程で行いますので、我々業者にとって大事な法

律なので一人でも多くの会員に出席を促したいとのこと。

(四) 各支部会報告の件

(総務部)

本部よりの要請で地区警察署と市広報課及建築課等をまじえ懇談会を催して欲しいとの事なので早急に検討して実施したいとの事。

(厚生部)

去る一月二十一日(火)に飯田橋グラウンドパレスホテルで、業協会本部の新年会が催され併せて大臣表彰、都知事表彰の各氏祝賀もあり、新年の賀詞交換を計りました。

↑以上↑

年が変わったばかりなので審議並報告事項はやや少なく二時間程で理事会を終了したので散会、別間の新年会々場にと合流しました。



詩

“太陽の想い出”

今日ほど美しい太陽をみたことがない。

今までに何回となく素晴らしい太陽をみた
そのたびに此れ以上の太陽はあるまいと思
った。

▲ぼんとうにそうなんだよ▼

云いながら限らない自然に臥している。

▲太陽のように生きていこう▼

キザな文句にためらつてみるが

仰ぎて太陽に想うとき

ついその美貌を信じてしまう

▲思い出せない。思い出せないのだ▼

何時の日かずつと以前に

こんな太陽をこうしてみたことがある。

目が星のように光っていたときだろう。

▲一体このことは……と▼

覚えておこう貴重を真紅を

雄大な太陽の想い出を。

“星をみる”

何時か星をみるだろう

自分自身惑星であり

常に空しい宇宙に存していても

何時か星をみるだろう

ペテルギウスよりもシリウスより

も

もつともつと激しく強い恒星をみるに

遠くない。

それは何十億光年と云う遠い天体から

刹那に放たれた光であるかも知れない

が

何時か星をみるだろう。

ヴェガとアルタイルの伝説が信じられ

るように

その存在を信ずるのだ

宇宙と云う予測しがたい空間の中で

それを信ずることは無謀に等しいとも

云へるが

ひたすらの願望であるのなら

星の出現を信ずるのだ

信じないよりも信じられることがより

良く

そして信じられることにより生まれる

此の上ない幸福を

あるいは知っているだろうか。

“流星”

それでも星の流れるのを見た

「流れ星は天体に散乱してしまつて地

上に達しない」

そんな話を聞いたことがあるが

たしか自分は山の彼方に

真一文字に落ちた光をみて

星を取ろうと夜に走つたのだつた

それからなのだ

掌の甲の小石を許否するたびに

ひとつづつそれは空に連り輝いた

乾いた河原のような掌から抜け出した

小石をみるたびに

衝動でもつて流星を追いかける

(長谷 美秋)

会員各位

昭和50年1月29日

東京都宅地建物取引業協会
会長 中山 弥 十 八
指導部長 竹 内 繁

講習会開催のお知らせ

歳寒の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、昨年6月に地価の異常な高騰を抑制するのを目的として成立した、国土利用計画法は、昨年12月24日から施行となりました。しかるに、この法律は、土地取引の許可制及び届出制等、我々宅建業者に与える影響は少なからず、又、この法律は今後の国土利用のあり方の国及び地方自治体の目標を示す基本となるものであります。したがいまして、このたび本会において東京都の協力により下記の日程により、国土利用計画法の講習会を開催致しますので、会員各位におかれては、是非ご出席下さるようここにご通知致します。尚講習会用テキストは本会にて無償配布致します。

講習会時間割

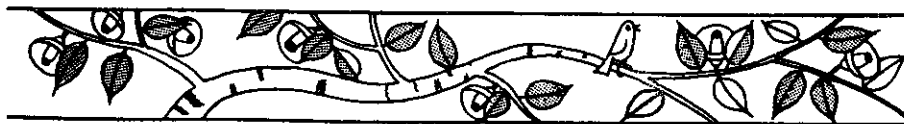
- (1) 国土利用計画法の解説
- (2) 国土利用計画法に伴う諸手続の説明
- (3) 国土利用計画法施行に伴う業界の展望

講師

東京都首都整備局国土利用計画法施行調整室 約80分
同 上 約40分
住宅評論家 蒲池 紀生氏 約60分

月 日	曜日	会 場	時 間	目 標	該当ブロック
2月20日	(木)	豊島公会堂	12:30 4:00	池袋駅下車徒歩5分	城北ブロック
2月21日	(金)	目黒公会堂	12:30 4:00	東横線学芸大学駅下車徒歩10分	城南ブロック
2月24日	(月)	両国公会堂	12:30 4:00	両国駅下車徒歩5分	城東ブロック
2月25日	(火)	立川社会教育会館	12:30 4:00	立川駅南口下車徒歩18分、バス利用の方は、北口より日野・八王子方面行、錦町3丁目下車	三多摩ブロック
2月26日	(水)	安田生命ホール	12:30 4:00	新宿駅西口下車	城西ブロック (渋谷・新宿)
2月27日	(木)	安田生命ホール	12:30 4:00	新宿駅西口下車	城西ブロック (中野・杉並)
3月5日	(水)	文京公会堂	12:30 4:00	水道橋駅下車徒歩7分	中央ブロック

おねがい・今回の講習会は受講者数が多数見込まれます。従って所属ブロックの会場外では受講できない恐れがありますので、所属ブロック会場にて受講してください。万一都合で該当ブロックで受講できない会員の方は、テキスト持参の上3月5日の文京公会堂で受講されるようお願い致します。



年頭に想う

厚生部長 野口武

「昭和五十年」一國では世界でもまれな永い年号であるという。私も人生の大半を過ぎて当年六十二才の中ばである。明治四十五年六月の生れであるから此の年は大正の始まりで七月三十日からが大正元年、大正昭和をまるまる生き抜いて来たことになる。此の間社会人としての物心がついて（私の場合は戦後南方から社会復帰して）廿六年あれこれと生きる為の方策に明け暮れて来たが、道草ばかりでこれと云った定まった道を通つた訳ではなく、迷い迷つて人生の終りに近づいて来て仕舞つた。

だからこそ人生とはどうあるべきか、自分は何であるだろうか、本年からの余生はこのまゝでよいのだろうか？と思案にふけることが多い。

新年にはきまつて新聞もテレビもこう

した過去の年の反省めいたことが多く問題にされ又次なる年の方針を思索する。しかし個々人の場合は種々と通る路が人によつて違ふのであるから方策も異つてよいのであるが、一般的人間社会のあり方ともなればそれは困るのである。現代は地球上で人間社会がどうあるべきなのか問題視されその思考が基本的に大転換されねばならない時期であり、過去の時代の転換の様に時代の流れにしたがつて徐々に變つていたのでは間に合わない急速な転換が必要とされる時代なのである。

私の様に道草では間に合わないのである。世界の国々も自国の立場よりも地球そのもの、又人類社会の中で自国はどうあるべきかというのを基本的に定めねばならない。

だからこそ現世界の指導的立場にある国々は急いでその指導理念の確立に努め、人類みづから地球上の人類の生存を否定してはならない、基本的人類の進歩発展

の理念を確信し誤つた道草は今許容出来得ない時代であると私は思う。従つて吾々個々人の場合も一般的に又社会人としてどうあるべきか問題となる。

新聞もテレビも又現代社会のマスコミのあり方は此の点に着目し、新しい時代の敬蒙に力をつくして欲しいと私は思う。勿論現実社会がその時その時代、どんな道草を食おうと基本的人間個々の信づる道を吾れ一人敢然と押通して来た特定の個人は居たであらうけれど、過去の其の時代その時点においてはその数は非常に少なかつたであらう。戦後の現時点は戦前の個々人の権利が社会の否国々の不当な権力によつて強要された時代の反動としてエゴの波が社会を押し包んでしまつたのである。

私達業界における大きな変化はこうした基本的世界状況の変化にともない必然の形として発生した人間社会の条件の変化なのである。人間の共有であるべき土地が……人間の生活の基本的条件であるべき衣食住のバランスが土地において不当に扱われ商品として価格が暴騰し資産の

対価としてはあまりにも高価になり過ぎてしまった為に商品価値が消滅してしまつたのである。

だから銀行すじの心配している様を金融がゆるんだら又地価が高騰すると云う様なことはないと言言出来るし、自然淘汰の形として出る杭は打たれたのであるから土地による吾世の春は再び来ないのである。

今年こそは私達個々の立場においてそれぞれに将来いや来年を見通した対策を考へておかなければならない、又支部としても次に来るべき業界の姿を想定し総力を上げて府中稲城支部の発展の為に努力しなければならぬと年頭の旅行先で私は考へた次第なのである。



!! お知らせ !!

昭和五十年年度業協会三多摩ブロックの新年会が去る一月十六日午後二時より、立川市の料亭「三幸」にて開催されました。

当支部よりの出席者は朝倉支部長を始め総勢九名の理事の方々でした。

業協会府中稲城支部恒例の昭和五十年年度新年会が去る一月二十三日午後三時より中河原料亭「大國」にて催されました当日は出席者四十数名他来賓多数を御迎えし、にぎやかに繰り広げられ、会員一同大いに新年の賀詞交換を有意義ならしめ午後五時三十分は無事終了いたしました。



!! お知らせ !!

年末年始のこととて会員の皆様方には何かと多忙のことであつたと思ひますがこの間に左記の方々が逝くられました会員の皆様に御報告すると共に、逝くられた方々の御冥福を心から御祈り申し上げます。

中部地区

栗山商事不動産部 店主

栗山新助氏 一月四日逝去 七十一才

稲城地区

大貫不動産 店主御父君

大貫清吉氏 一月二十九日逝去 八十七才

東部地区

岩崎不動産 店主

岩崎雄次郎氏 二月八日逝去 七十三才

一以上

レジャータイム・レジャータイム・レジャータイム・レジャータイム・レジャータイム
「川崎市のフルーツパーク」

赤駒を 山野に放ち 捕りかにて

多摩の横山 歩しゆかやらむ

防人(さきもり)に召されたのに馬を

逃がしてしまい、徒歩で旅立つた夫のこととを妻が嘆いた万葉歌である。この文学

碑は西八王子の真覚寺に建っているが、

本来「多摩の横山」は多摩川西岸の小丘陵のこと、その横山は多摩ニュータウン建設などでさまざまに変容し、いまはこの万葉集のおもかげなどしのぶよすがもない。その一角川崎市菅(すげ)の丘の上に川崎市フルーツパークがある。山地

果樹試験地だったのを三年がかりで公園化したもので面積二十ヘクタールはさして広大というわけにはいかないが、各種の露地果樹園のほか、ブドウ温室や熱帯果樹大温室二つを備え、自然に親しみながら植物の勉強にもつてこい。入口は南

武線なら稲田堤駅、新宿方面からは京王稲田堤駅がよい。京王稲田堤駅からちよ

レジャータイム・レジャータイム・レジャータイム・レジャータイム・レジャータイム

と右へ行き十字路を左折して丘陵めぐりしてまっすぐ進む。小川にかかる指月橋を渡ると仙石谷部落で間もなく分岐点に出るが、案内板にしたがって左へのぼつてゆく。リハビリテーション用の医療鍼

泉を見送ると丘の中腹に寿福禅寺、みるからにすがすがしい構えで、振りかえると眼下に多摩川、その先に東京西部の町並みがけぶるように広がる。フルーツパークはもうすぐ。駅からゆつくり四十分ぐらいだ。

パークは入園無料(月曜日休日)で中央に大噴水、そのわきの九十六米という高台にしゃれた休憩所兼展望台が建ち、周囲は一面の緑、それにまんべんなく太陽がふりそそぎ、さわやかな風が渡る。温室で南国情緒を満喫したら果樹園の散歩、五月にミカンの花、六月になればクリの花、そしてピワ、ウメの実、七月にはモモ、八月末から九月にはナシ、クリ

リンゴ、カキ、カリン、ザクロ、ナツメなどを次々に成熟する。

パークの西隣は会員の皆様すでに御存知の読売ランドで名物のモノレールが間を走っているそれにそって左へ進むとサツカー場前駅に出る。商業遊園地に興味がなかつたら、ここから南へ林間の小道をくだれば三十分たらずで小田急読売ランド前駅に出る。

読売ランドへ足を入れるならここからモノレールで半周して正門から入園すると便利、そして帰りは陽光門口を出れば丘のふもと京王よみうりランド駅へ十分だ。途中、林の中を西へ直降して、

威光寺の弁天洞くつを回つても三十分ぐらい。明治初期のもので延長六十五米。内壁に彫られた竜が売りのものになっている

ふだん身近なところにあるながらもなかなか足を運ばないものだが、こういう不景気のさ中に、色とりどりの花の色彩に頭を休めるのもたまにはいいものでよ

1以上

レジャータイム・レジャータイム・レジャータイム・レジャータイム・レジャータイム

レジャータイム・レジャータイム・レジャータイム・レジャータイム・レジャータイム

レジャータイム・レジャータイム・レジャータイム・レジャータイム・レジャータイム

レジャータイム・レジャータイム・レジャータイム・レジャータイム・レジャータイム

「東村山久米川」

多摩の北部に横たわる狭山丘陵は東村山市諏訪町と埼玉県所沢市の境界でなだらかに落ち込み、広々とした田畑に没する。休耕田が多くごく一部にお茶が植えられているだけ。一面枯れ伏した雑草に覆われ五百米足らず東を走る西武新宿線電車の音も空に吸い込まれて気にならい静かな田園である。元弘三年五月十二日、この原が血で染まった。鎌倉幕府打倒を目指した新田義貞の軍勢が迎える鎌倉軍と激突したのである。新田軍二十万余騎、鎌倉軍六万余騎と「大平記」は伝える。相当の大軍同士の数ではあっても広い草原はそれだけの武士たちが戦うには十分に見える。原を取り巻いて木造の住宅が並ぶ「十年程前にここへ引越して来たところは見渡す限りの田んぼ。家なんてほとんどなかったんですよ」と古戦場近くに住む真坂敏さんはいう。いまでさえ広い原っぱ。もっと広がった

六百四十年余り前、戦線がどこまで広がっていたかは定かでない。とにかく両軍入り乱れての戦いの後、新田軍に軍配が上った。大平記は「時の運か」という。だが丘陵の突端から三百米ほど小道を登った八国山に、義貞が軍を指揮したといわれる將軍塚が残雪をかぶって残っていた。東京、埼玉両都県にまたがる原の全体が左右の木立からよく見通せる。やはり全体の戦況を見渡す高地を占領した軍の方が有利だったのではなからうか。鎌倉勢は敗走、府中市の分倍河原での戦いを経て鎌倉幕府は倒れる。久米川は日本史に一つの区切りをつけた戦いの場だった。が、いまは失われていく緑の中で広く残された草原としての価値の方が大きいようだ。ヨチヨチ歩きの子どもが犬とたわむれたり、座り込んだ母親にしなだれかかって甘えたり、かつてはいたるところで見受けられた早春の日差しを楽しむ親子の姿がここではいまでも日常の中にある「あし」西武新宿線東村山駅北徒歩五分

編集後記

- ◎ウサギ年です。明けましてお目出とう
- ◎まずは本年初の同舟を御届けします。
- ◎しかし寒さのせい、不況のせい、あるいは寄る年波のせいか？
- ◎年末年始にかけて何と葬儀の多いことだなあ？
- ◎支部新年会も無事終了!!
- ◎営業保証金取戻し説明会も二月六日どうぞやりましたね!!
- ◎しかも出席率の良かった事、新年会の倍數ではなかったかな？
- ◎どちらにしてもやはり金は出すよりも入る方にどなた様も真けん様ですね？
- ◎今年もどうやらきびしい年になりそうだなというのが大方の見方？
- ◎といつても今更商売替えは出来ないし又する気もないのだからまあほちほちやっ行って行くよりショーガナイネ!!
- ◎今年も又原稿を一年中募集します!!
- ◎ではとりあえず本年スタート

(広報部)

★支部会員の皆様に★

お願い
会員つまり免許業者の正しい業務の基本とは業法
に基づく業務を行なうことです。

- 一、必ず免許標識（当協会制定のもの）を掲示
（公衆の見やすい場所）して下さい。
 - 一、取引に際し必ず宅地建物取引主任者が物件
説明書により重要事項を説明・交付（売買・
貸借等とも契約締結前・手付授受前）すると
共に契約書にも記名捺印して下さい。
 - 一、必ず建設大臣の定めた報酬の額を掲示（公
衆の見やすい場所）すると共に間違つて規定
額以上の請求をしないで下さい。
 - 一、取引主任者並びに従業者には必ず証明書を
携帯させ業務に従事させると共にその証明書
の交付台帳を備えて下さい。
 - 一、必ず法定の物件取引台帳（売買・貸借等）
を事務所ごとに完備して下さい。
- ◎ 当協会制定の倫理規定・宅地建物斡旋取引規
定にも違背・違反なきよう注意して下さい。

支部報は支部と支部会員との間をつなぐ唯一のパイプです
ぜひ活用してください

求ム原稿!!

支部に対するご意見・ご希望・趣味・記事・随筆文・紀行文など歓迎します

（毎月10日締切）

広 報 部

（支部事務局迄）

発行所 (社)東京都宅地建物取引業協会
府中稲城支部

発行者 府中稲城支部長 朝倉 静 男

編集者 広報部長 染野 忠 行

印刷所 富士印刷(電話64-1376)